

公 示 送 達 書

公告第 20 号

公 告

下記の者に係る令和7年度個人町県民税（家屋敷課税）納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため
地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和7年7月10日

一宮町長 馬淵 昌也



記

住 所	氏 名	備 考
東京都江戸川区鹿骨1-54-12-2F	松本 拓也	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		